

# 下水道となかよく

次のことに注意して、下水道を使いましょう。

## 水洗トイレの上手な使い方

水洗トイレの紙は水に溶ける『トイレットペーパー』を使いましょう。

水に溶けない『紙』は、詰りの原因になります。

トイレのタンクに、ペットボトルなどを入れる節水方法は、タンク内部の器具が正常に動作しなくなり、水が止まらなくなるばかりでなく、流れる水が少ないために、排泄物は下水道の本管へ到達することなく、途中で止まってしまいます。



幼児のいたずらにも注意しましょう。オモチャを流してしまうことがあります。（便器の交換が必要になることもあります）

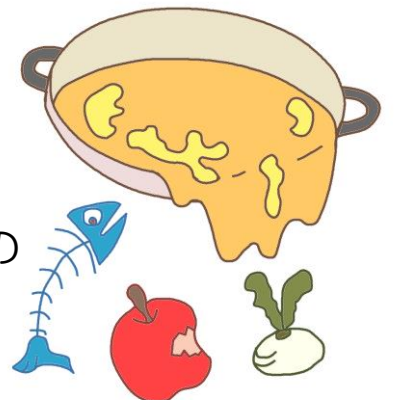
## 台所の後片付けのひと工夫

野菜クズ、食べ残しなどは、下水道へ流さないでください。

特に、揚げ物などの残り油は、絶対に下水道へ流さないでください。

鍋やお皿に残った油汚れは、極力取除いてから洗いましょう。

これらは下水道管の閉塞、メタンガス、硫化水素の発生原因になり、施設を傷めてしまうばかりでなく、



下水処理場の負荷が増し、汚水を綺麗な水に戻すことが難しくなります。

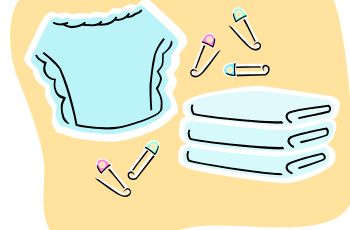
## 大変危険です

ガソリン、シンナー、アルコールなど、揮発性の高い物質は、下水道管の中で気化して大爆発をおこす恐れがあり、大変危険です。

下水道施設が破壊されて、ライフラインの一部を失うことになります。

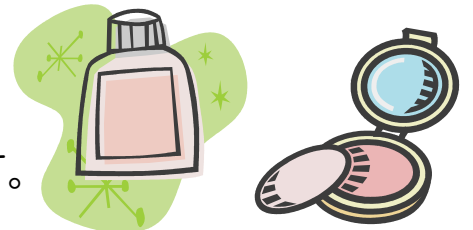
## 最近の注目すべき問題点

1. 本来、下水道に流してはいけない、次のようなものが流れてきています。



- ① 下着類（パンツやストッキングなど）
- ② 衛生用品（女性用の生理用品，乳幼児の紙おむつ，避妊具など）
- ③ ペット用トイレ砂の代用品（紙などをペレット状に固めたもの）

これらは、下水道の施設全体に様々な損害を及ぼし、施設が正常に機能しなくなってしまうます。



2. 化粧品類の油が、問題になってきています。

洗面所から出ている油汚れの付着は、（推測ですが、）化粧品に含まれる油、クレンジングオイルなどが流れ出したものと考えています。

ご使用に当たっては皆様の『ひと工夫』をお願いします。

3. 東海村の下水道は分流式です。

分流式下水道では、雨水を接続することは出来ません。



処理場を含む下水道施設がパンクしてしまうだけでなく、余分な処理費用を東海村が負担することになります。

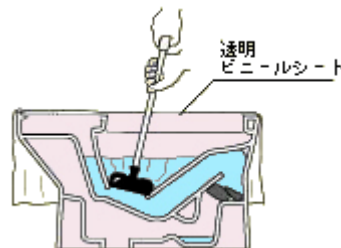
## 排水設備の維持管理

どんなに注意していても、不測の事態は起きるものです。

トイレが詰まったら・・・

運がよければ、ラバーカップで直せます。

その他の排水が詰まったら・・・



原因は、(油、毛髪、紙の固まりなど) 様々ですが、排水設備の工事を行なった店に修理を依頼したほうがよいでしょう。

## !! 気をつけましょう !!

本村の公共下水道が普及してきたことから、維持管理業者、あるいは清掃業者が個人宅を訪問するケースが増えています。

一例として、勝手に排水設備の汚水柵の蓋を開けて、村(下水道課)から委託を受けているような話し方で、営業をかけてきます。

村(下水道課)は、そのような仕事の発注を一切行っておりません。

宅地内は、あくまでも個人で維持管理を行う範囲になります。

清掃作業を依頼する際には、作業内容と見積額をよく確かめるようにしましょう。

もし、『排水の流れが変だな?』と感じたら、まずは『東海村排水設備指定工事店』に相談してみましょう。



下水道使用料金表(2ヶ月分)

料金種別	基本使用料		従量使用料	
	汚水量	金額	汚水量	1m <sup>3</sup> 当たり
一般汚水	20m <sup>3</sup> まで	2,200円	20m <sup>3</sup> を超え 60m <sup>3</sup> まで	130円
			60m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> まで	140円
			100m <sup>3</sup> を超え 200m <sup>3</sup> まで	150円
			200m <sup>3</sup> を 超えるもの	160円

※ 上記により算出された金額に、消費税・地方消費税 8%が加算されます。

2ヶ月分下水道料金早見表

20m<sup>3</sup>までは基本料金の2,370円(税込み)です。

(m<sup>3</sup>) (円)

汚水量	使用料金	汚水量	使用料金	汚水量	使用料金	汚水量	使用料金
21	2,330	41	4,930	61	7,540	81	10,340
22	2,460	42	5,060	62	7,680	82	10,480
23	2,590	43	5,190	63	7,820	83	10,620
24	2,720	44	5,320	64	7,960	84	10,760
25	2,850	45	5,450	65	8,100	85	10,900
26	2,980	46	5,580	66	8,240	86	11,040
27	3,110	47	5,710	67	8,380	87	11,180
28	3,240	48	5,840	68	8,520	88	11,320
29	3,370	49	5,970	69	8,660	89	11,460
30	3,500	50	6,100	70	8,800	90	11,600
31	3,630	51	6,230	71	8,940	91	11,740
32	3,760	52	6,360	72	9,080	92	11,880
33	3,890	53	6,490	73	9,220	93	12,020
34	4,020	54	6,620	74	9,360	94	12,160
35	4,150	55	6,750	75	9,500	95	12,300
36	4,280	56	6,880	76	9,640	96	12,440
37	4,410	57	7,010	77	9,780	97	12,580
38	4,540	58	7,140	78	9,920	98	12,720
39	4,670	59	7,270	79	10,060	99	12,860
40	4,800	60	7,400	80	10,200	100	13,000

※ 上記の金額に、消費税・地方消費税 8%が加算されます。

※ 井戸水だけを使用している場合…

1人2ヶ月12m<sup>3</sup>として計算します。(汚水量＝使用者数×12m<sup>3</sup>)

貸家・AP等の入退去については、所定の手続きが必要になります。

※ 上水道と井戸水を併用している場合…

1人2ヶ月6m<sup>3</sup>を加算して計算します。(汚水量＝上水道使用水量＋使用者数×6m<sup>3</sup>)

使用人数の変更、井戸の廃止については、所定の手続きが必要になります。

